

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：うるま市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和37年11月10日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	うるま市	職員数（H19. 4. 1現在）	39
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	116（H18）	公営企業債現在高（百万円）	3,858
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	754
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.475(H18)
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	12.2(H19)
		経常収支比率（％）	93.3(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 レ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：具志川市、石川市、勝連町、与那城町〕 この4市町は日常生活や社会経済面での繋がりが強く、それに伴い行政に対する住民のニーズも多様化・高度化してきたため、新たな行政需要と一体的な業務運用を図り、さらなる経済性を発揮しつつ公共の福祉に寄与することを目指し、公営企業の統合も行った。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	うるま市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度の5年間
計画策定責任者	うるま市水道事業管理者 名嘉眞 治夫
既存計画との関係	うるま市集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	広報誌、HP等を活用した公表とする。
基本方針	合併後、2ヵ年を経過し、各業務に係る経費、今後の料金収入の見通しが確立されてきたが、合併時に設定した安価な料金体系の事業体にあわせてため、総括原価方式の料金体系にあるとはいえない。 そこで、ただ不足する収益、費用分を料金値上げするのではなく、これから経営努力すべきものは努力して経費削減を目指し、またこれから推進する定員管理計画を通し、職員数を削減できる部門は適正な定員管理を実施し、人件費のコスト削減も同時にすすめるながら、当分は料金改定を実施しなくてもよいが、あるいは最小減の改定幅での料金改定となるように経営健全化計画を進めていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	176	311	254	741
	補償金免除額	20	75	46	141
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	19	15	104	138

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	176,125	310,742	254,212	741,079
	合 計 (A)	176,125	310,742	254,212	741,079
一 般 上 記 の う ち (再掲)		0	0	0	0
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		176,125	310,742	254,212	741,079

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	18,697	15,454	104,406	138,557
	合 計 (A)	18,697	15,454	104,406	138,557
一 般 上 記 の う ち (再掲)		0	0	0	0
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,697	15,454	104,406	138,557

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成17年4月1日に4市町で市町村合併を行ったが、水道事業も統合を行い広域的な公益事業サービスの充実と展開を実施している。</p> <p>しかしながら合併に伴い、行政区域面積の増加に対する水道施設の維持管理費用のコスト増加、県内類似市の事業体と異なり、島しょ地区を抱えており送・配水管延長距離が長く経営上は不利な条件を抱えております。経営分析については経営成績に関連する指標は公営企業年鑑指標における全国と同規模な事業体と比較した場合は良い数値を示しており人件費削に代表される経費等の圧縮に向けて、歩みだしたところあります。</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 454 576 734">課 題</td> <td data-bbox="576 454 1447 734"> <p>有収率の向上対策について</p> <p>現在の有収率は90%を割り込んでおり、近隣の他市事業体と比較すると一番低い数値であると認識しており有収率の向上対策を目標に掲げます。</p> <p>そのためには既存の送・配水管の配水ブロック化を構築し、これまで把握することが困難だった各ブロック別の配水量を把握することにより、漏水量や不明水量の早期発見し、有収率向上はもとより水圧・水量の適正な管理を図ります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 734 576 913">課 題</td> <td data-bbox="576 734 1447 913"> <p>定員管理計画の適正化に向けて</p> <p>現在市長部局が定める定員管理の適正化計画に基づき、平成26年までに 24.2%を削減する方向で実施していくが、削減される職員が受持つ業務量を、委託化又は既存の職員で補うことによる組織の合理化を図り、業務の平準化作業を慎重かつ大胆に推進していく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 913 576 1126">課 題</td> <td data-bbox="576 913 1447 1126"> <p>委託業務の見直しについて</p> <p>現在、すでに委託化されている業務は、近年の人件費の抑制に伴いコスト単価が低下していると思われるが、民間に至っても例にもれず、委託業務単価そのものの基準、あるいは諸経費率等の見直しが必要だと考える。</p> <p>よって、再度、委託されている業務の単価設定が適切なのかを考慮し改善できるものは早急に実施していく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1126 576 1339">課 題</td> <td data-bbox="576 1126 1447 1339"> <p>手当等の総点検と給与の適正化</p> <p>本市の給与制度は、人事院勧告準拠を原則に運営しているが、今後も職員の志気高揚を図り、ひいては職務能率を向上させていくため、能力や業務実績を重視する給与体系へ、国・県・他市・民間との均衡に配慮しながら必要な見直しを図る。また、特殊勤務手当等についてもその必要性を検証し、廃止を含め運用改善を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1339 576 1585">課 題</td> <td data-bbox="576 1339 1447 1585"></td> </tr> </table>	課 題	<p>有収率の向上対策について</p> <p>現在の有収率は90%を割り込んでおり、近隣の他市事業体と比較すると一番低い数値であると認識しており有収率の向上対策を目標に掲げます。</p> <p>そのためには既存の送・配水管の配水ブロック化を構築し、これまで把握することが困難だった各ブロック別の配水量を把握することにより、漏水量や不明水量の早期発見し、有収率向上はもとより水圧・水量の適正な管理を図ります。</p>	課 題	<p>定員管理計画の適正化に向けて</p> <p>現在市長部局が定める定員管理の適正化計画に基づき、平成26年までに 24.2%を削減する方向で実施していくが、削減される職員が受持つ業務量を、委託化又は既存の職員で補うことによる組織の合理化を図り、業務の平準化作業を慎重かつ大胆に推進していく。</p>	課 題	<p>委託業務の見直しについて</p> <p>現在、すでに委託化されている業務は、近年の人件費の抑制に伴いコスト単価が低下していると思われるが、民間に至っても例にもれず、委託業務単価そのものの基準、あるいは諸経費率等の見直しが必要だと考える。</p> <p>よって、再度、委託されている業務の単価設定が適切なのかを考慮し改善できるものは早急に実施していく。</p>	課 題	<p>手当等の総点検と給与の適正化</p> <p>本市の給与制度は、人事院勧告準拠を原則に運営しているが、今後も職員の志気高揚を図り、ひいては職務能率を向上させていくため、能力や業務実績を重視する給与体系へ、国・県・他市・民間との均衡に配慮しながら必要な見直しを図る。また、特殊勤務手当等についてもその必要性を検証し、廃止を含め運用改善を図る。</p>	課 題	
課 題	<p>有収率の向上対策について</p> <p>現在の有収率は90%を割り込んでおり、近隣の他市事業体と比較すると一番低い数値であると認識しており有収率の向上対策を目標に掲げます。</p> <p>そのためには既存の送・配水管の配水ブロック化を構築し、これまで把握することが困難だった各ブロック別の配水量を把握することにより、漏水量や不明水量の早期発見し、有収率向上はもとより水圧・水量の適正な管理を図ります。</p>										
課 題	<p>定員管理計画の適正化に向けて</p> <p>現在市長部局が定める定員管理の適正化計画に基づき、平成26年までに 24.2%を削減する方向で実施していくが、削減される職員が受持つ業務量を、委託化又は既存の職員で補うことによる組織の合理化を図り、業務の平準化作業を慎重かつ大胆に推進していく。</p>										
課 題	<p>委託業務の見直しについて</p> <p>現在、すでに委託化されている業務は、近年の人件費の抑制に伴いコスト単価が低下していると思われるが、民間に至っても例にもれず、委託業務単価そのものの基準、あるいは諸経費率等の見直しが必要だと考える。</p> <p>よって、再度、委託されている業務の単価設定が適切なのかを考慮し改善できるものは早急に実施していく。</p>										
課 題	<p>手当等の総点検と給与の適正化</p> <p>本市の給与制度は、人事院勧告準拠を原則に運営しているが、今後も職員の志気高揚を図り、ひいては職務能率を向上させていくため、能力や業務実績を重視する給与体系へ、国・県・他市・民間との均衡に配慮しながら必要な見直しを図る。また、特殊勤務手当等についてもその必要性を検証し、廃止を含め運用改善を図る。</p>										
課 題											
留意事項	<p>当市は末端供給事業で、県用水供給事業から100%浄水受水で運営しているため、県水の料金単価の変動により計画を変更せざるえないこと。</p> <p>経営計画により経費縮減を推進するがそれでもなお、料金改定せざるえない場合も想定されるので料金設定作業部会を開催し、準備は進めておく。</p>										

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	104.3	104.4	100.8	96.0	95.9	96.3	99.8	101.6	102.5	103.1
総収支比率(法適用)	(%)	106.1	107.5	103.3	100.3	100.4	100.9	101.6	103.6	104.5	105.2
経常収支比率(法適用)	(%)	106.3	105.3	102.6	100.4	100.4	100.9	101.6	103.6	104.5	105.2
営業収支比率(法適用)	(%)	114.1	112.3	109.1	106.4	106.0	106.4	105.8	106.9	107.4	108.1
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	1.0	2.6	0.7	3.4	3.4	3.4	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準内繰入金	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準外繰入金	0.8	2.5	0.5	3.2	3.3					
	うち料金収入に計上すべき繰入等				3.2	3.3					
	うち赤字補てんのなもの										
	資本的収入分	2.2	1.9	10.7	0.6	18.3	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	うち基準内繰入金	2.2	1.9	1.3	0.6	1.3	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
うち基準外繰入金			9.5		17.0						
うち赤字補てんのなもの											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入については給水人口の伸びが年々増加傾向にあるものの近年の節水型、社会の傾向で、収益については減収傾向を示している。しかしながら、減収の部分は人件費等に代表される経費削減でカバーしつつあり、繰上償還により利子償還も緩和されるので、老朽管の布設替工事が本格的に始まる平成24年までは現状の料金設定でも可能と判断する。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については基準内繰入金に該当する消火栓に係る費用のみを繰入するが、場合により料金設定にかかる収入不足分として、調整することも検討していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	合併により施設の統廃合計画、配水ブロック化計画の基本計画を実施している最中なので、流動的な要素があります。また、老朽管の布設替工事を平成24年以降に実施していく。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	下水道受託料の単価見直しを検討することで1000万円の収入増が必要である。 有収率の向上でH19 89% H20 91.8% H21 92.4% H22 93.0% H23 93.6%をうるま市総合基本計画の目標値として設定していることから目標が達成ができるよう強く推進していく。 経常経費(修繕費、委託料など)の6%から10%の削減目標。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>課題 定員適正化計画(期間:平成17～26年度、全体で 24.2%)に基づき職員定数を平成17年～21年度の5年間で、10.8%の削減を行う。 抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、民間委託のさらなる推進と任期付職員制度の活用など、定員の適正化を推進する。(水道局分は平成17年度職員数43人(管理者含む)から平成21年までに39人を目標に掲げ実施していくが、さらに課の統廃合に合わせて、部長職の廃止も検討し、定員適正化計画を上回る計画目標を目指していきます。)</p> <p>課題 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造見直しを平成18年4月1日より実施、人事評価制度については、平成22年度までに導入する予定である。また、4級へのわたり、特殊勤務手当及び通勤手当等に関しては是正・見直しについては検討していく。 水道局においても平成17年4月1日の合併時に、企業出納員補佐手当、滞納整理手当、開閉栓手当、施設維持管理手当、給水停止処分手当を廃止したが、水道技術管理者手当については他市町村の状況を勘案しつつ検討・見直しを行う。</p> <p>現在は技能労務職に相当する職種は当水道事業に職員として存在していないため、検討外とする。</p> <p>退職時の特別昇給については、平成19年度中に廃止を行う。</p> <p>現在、本市で独自の事業主負担金が発生する福利厚生事業は行っておらず、沖縄県市町村職員互助会に加入し、同会の目的に沿った給付事業、貸付事業、その他の事業を職員に提供している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>課題 従前より水道料金収納等事務に関しては外部委託を実施しており、庁舎関連の維持管理業務もすべて民間委託を活用し、委託化については進んでおります。しかし、これらに満足することなく既存の委託業務においてコスト単価を見直し等を行いさらなる委託業務のスリム化や経営努力を進めていきます。</p> <p>当水道事業は浄水場や規模の大きな水道管理設備を持ち合わせていないため、指定管理者制度やPFIを活用しコスト縮減となる施策については効果が望めないものと判断されるため、検討外とする。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準については合併により低い事業体の料金設定となったが、著しく低い団体とは認識しておりません。低く据え置かれた部分については、定員管理の適正化、あらゆる事務を見直したコスト削減に着手し、現状のままの料金設定を維持することを原則とするが、老朽化する水道施設の建設改良のコストと施設の耐震化を進めることを勘案すると現状の料金維持は流動的な要素があり、さらなる検討を要する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
経営健全化や財務状況に関する情報公開	経営健全化計画や、財政状況に関する情報をホームページや広報誌を利用して周知していきます。
行政評価の導入	行政評価は未導入であるが、重要な課題であるとの認識のもと、平成19年1月にうま市行政評価導入基本方針を策定した。同方針にそって作業部会等による、導入に向けた調査・検討を行った上で、平成20年度からの導入を目指し取り組んでいく。
5 その他	これから迎える老朽管の更新については耐震性があり、トータルコストを考慮した場合は新開発された管種も有効であり、検討課題として採用に向けて取り組んでいます。これらの管は従来の耐震性のあるダクタイル鋳鉄管に比べ、資材コスト、工事コストが安価となることから前向きに取り組んでいきます。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>課題 平成19年の計画初年度から平成23年度に至る期間に42名（H18現在で管理者を含む）の職員数から39名（H21）の職員数に純減することにより、単年度で2200万円余の効果が期待できます。 また、平成22年度には課の統廃合による部長職等の廃止も検討し、定員適正化計画以上の職員数の減を検討していきます。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>課題 経営効率化の一部として、委託業務のさらなる見直しにより、庁舎警備委託業務を無人化することにより300万程度の削減が可能、さらに現在委託している事務についてもコストの見直しにより6%から10%の削減が可能（委託料、修繕費など）</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>合併により料金を低く設定したことによる差額が約9,000万だと推測されるが、繰上償還に伴う企業債の利子が平成20年度に約 2,500万円の削減、平成21年度には 4,000万円、平成22年度も 4,200万円、平成23年度も 3,500万円の効果が見込めるため、人件費の削減効果等の経営改革と平行して実施していくことで、基準外繰出しの解消策として多大な効果があります。</p>
4 その他	<p>課題 配水区域での使用流量等の把握が困難になっている現状がある。そこで、配水区域ブロック化を構築し、各ブロック別の配水量を把握し、漏水の早期発見、有収率の向上による受水費の削減を目標とする。 上記の効果額として当市では1%の有収率の向上により、約1500万円の受水費の節減になる</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(下水道受託料)		21	22	24	25		27	40	42	45	47	
	改善額							2	15	17	20	22	76
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	305	305	315	278	268		227	230	232	225	227	
	改善額						0						
	給与水準	173	176	180	157	151		127	129	130	126	127	
	改善額				23	6	29	24	22	21	25	24	116
	その他(職員の削減等)	132	129	135	121	117		100	101	102	99	100	
	改善額				14	4	18	17	16	15	18	17	83
	職員給与費(退職手当)	25	31	33	40	33		43	44	26	37	32	
	職員数(人)	45	45	45	44	42		39	39	39	38	38	
	増減数(人)				-1	-2	-3	-3	0	0	-1	0	-4
	維持管理費等				147	139		145	124	124	124	124	
	改善額(適正化)					8	8	-6	15	15	15	15	54
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他(有収率向上)	1,431	1,478	1,456	1,506	1,532		1,477	1,438	1,435	1,432	1,429	
	改善額					-26	-26	55	94	97	100	103	449
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	4,219	4,126	4,009	3,914	3,858		3,367	2,980	2,728	2,688	2,645	
	増減		93	117	95	56		491	367	252	40	43	
							29						778
													141

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1 改善額(料金の適正化)については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	115	115	116	117	117	118	118	120	121	122
年間総有収水量 (千m ³)	12,710	12,965	12,640	12,931	12,942	12,952	12,963	12,973	12,983	12,994
公称施設能力 (m ³ /日)	49,884	49,940	50,040	50,311	50,620	50,836	51,077	51,313	51,538	51,650
1日最大配水量 (m ³ /日)	40,990	44,818	43,148	43,729	42,407	42,958	43,517	44,082	44,656	45,236
最大稼働率 (%)	82.2	89.7	86.2	86.9	83.8	84.50	85.20	85.91	86.65	87.58
供給単価 (円/m ³)	211.10	211.52	210.75	204.66	204.11	202.82	203.58	204.35	205.18	205.94
給水原価 (円/m ³)	202.45	202.68	209.14	213.20	212.87	210.54	204.05	201.05	200.18	199.71

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

当市の簡易水道事業は旧勝連町の浜比嘉地区簡易水道事業を平成14年に統合済みであり、簡易水道施設はありません。